

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成27年9月3日(2015.9.3)

【公開番号】特開2012-149343(P2012-149343A)

【公開日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-031

【出願番号】特願2011-280638(P2011-280638)

【国際特許分類】

C 22 C 38/00 (2006.01)

【F I】

C 22 C 38/00 302Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月14日(2015.7.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

0.06重量%超の炭素、0.0015重量%以下のイオウ、16重量%未満のクロム、3.9~4.4重量%のニッケル、2.5~3.3重量%のニオブ、1.4~2重量%のチタン、0.5重量%以下のアルミニウム、0.006重量%以下のホウ素、0.3重量%以下の銅、0.006重量%以下の窒素、0.5重量%超のモリブデン、0.5重量%超のタングステンを含み、残部が鉄である、合金であって、合金の所定の粒界形態が、結晶MC炭化物がモリブデン及びタングステンを含む、合金。

【請求項2】

0.06~0.7重量%の炭素、0.0015重量%以下のイオウ、14~16重量%のクロム、3.9~4.4重量%のニッケル、2.5~3.3重量%のニオブ、1.4~1.7重量%のチタン、0.2~0.5重量%のアルミニウム、0.006重量%以下のホウ素、0.3重量%以下の銅、0.006重量%以下の窒素、0.8~2.7重量%のモリブデン及び0.8~2.2重量%のタングステンを含む、請求項1記載の合金。

【請求項3】

0.06重量%の炭素、0.0015重量%以下のイオウ、15重量%のクロム、4.0重量%のニッケル、2.9重量%のニオブ、1.5重量%のチタン、0.45重量%のアルミニウム、0.006重量%のホウ素、0.3重量%の銅、0.006重量%の窒素及び2.5重量%のモリブデンを含む、請求項1又は請求項2記載の合金。

【請求項4】

0.06重量%の炭素、0.0015重量%以下のイオウ、15重量%のクロム、4.0重量%のニッケル、2.9重量%のニオブ、1.5重量%のチタン、0.45重量%のアルミニウム、0.006重量%のホウ素、0.3重量%の銅、0.006重量%の窒素及び2.5重量%のモリブデンを含む、請求項1乃至請求項3のいずれか1項記載の合金。

【請求項5】

合金が1200°Fまで強度を維持する、請求項1乃至請求項4のいずれか1項記載の合金。

【請求項6】

合金が(TiC)N粒子を含んでいない、請求項1乃至請求項7のいずれか1項記載の合金。

